

新座市消防団第四分団消防ポンプ自動車購入に係るダイレクト型制限付き一般競争入札実施要領

(令和8年4月7日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、法令及び新座市契約規則（昭和50年新座市規則第15号。以下「契約規則」という。）に定めるもののほか、市が発注する消防団第四分団消防ポンプ自動車購入の契約について、入札参加の負担軽減、入札・契約事務の効率化及び不正行為の防止を図るため、ダイレクト型制限付き一般競争入札の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ダイレクト型制限付き一般競争入札 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5及び第167条の5の2の規定に基づき、一定の資格要件を定めて行う一般競争入札で、入札書の提出後に、落札候補者から順に入札参加資格を審査し、適格と認める場合に落札者とする入札をいう。
- (2) 落札候補者 入札書を提出した者のうち、有効な範囲内における最低価格提示者をいう。

(入札の実施方法)

第3条 新座市消防団第四分団消防ポンプ自動車購入のダイレクト型制限付き一般競争入札（以下「本件入札」という。）は、郵便入札により行う。

(入札参加資格)

第4条 本件入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 契約規則第13条の規定により市の競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、市長が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
- (4) 新座市物品購入等競争入札参加者の資格等に関する要領（平成21年4月1日市長決裁）第2条第3号に規定する資格者名簿に、案件に対応する業種又は業務で登録されている者であること。

- (5) 新座市の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成21年4月9日市長決裁。以下「入札参加停止措置要領」という。）に基づく入札参加停止措置又は新座市の契約に係る暴力団排除措置要領（平成21年6月1日市長決裁）に基づく入札参加除外措置を、本件入札の公告日から開札日までの間、受けていない者であること。
- (6) 電子交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は本件入札の入札日前6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者でないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本件入札の公告において定めるもの  
（入札公告等）

第5条 入札公告は、所定の掲示場及び新座市ホームページ（以下「ホームページ」という。）への掲載により行うものとする。入札公告及びダイレクト型制限付き一般競争入札関連書類は、入札参加希望者が必要に応じてホームページからダウンロードして使用するものとする。

（仕様書等の貸出し等）

第6条 仕様書等は、原則としてホームページでの閲覧及びコンパクトディスク等の電子媒体（以下「電子媒体」という。）に電子ファイルとして記録したものの貸出しを行うこととする。ただし、これらを利用できない者にのみ、契約事務担当課において印刷物の貸出しを行う。

- 2 仕様書等の貸出しを受けようとする者は、契約事務担当課へ電話による申込みを行い、貸出日時の指定を受けなければならない。
- 3 電子ファイルによる貸出しを受けようとする者は、電子媒体を持参しなければならない。
- 4 電子ファイルによる貸出しを受けた仕様書等は、返却することを要さない。
- 5 仕様書等の貸出しを受けない者は、本件入札に参加できない。ただし、仕様書等をホームページで閲覧に供した場合は、この限りでない。

（仕様書等に対する質問等）

第7条 仕様書等に関する質問のある場合は、入札公告に記載された期日までに、所定の様式により、入札公告において指定した方法で行うものとする。

- 2 質問に対する回答は、入札公告に記載された期日に、回答書をホームページで閲覧に供する。

（現場説明）

第8条 現場説明会は、行わないものとする。

（入札参加者の遵守事項）

第9条 入札参加者は、この要領のほか、契約規則、新座市物品契約基準約款、仕様書等（質問及び回答書を含む。）及び入札公告の記載事項を熟知の上、入札しなければならない。

（入札参加）

第10条 入札参加希望者は、入札公告に定めるところにより、入札公告に定めた期間内に、入札参加資格確認申請書を提出することにより、入札参加の意思を表示するものとする。

2 前項の申請書の提出があったときは、入札参加希望者に対し、入札参加資格確認申請書受付票を交付する。

3 前項の入札参加資格確認申請書受付票の交付を受けた者（以下「入札参加者」という。）は、入札に参加することができる。

（入札書等の提出）

第11条 入札参加者は、入札公告に定めるところにより、入札書等を、入札公告に定めた期間（以下「入札書等提出期間」という。）内に、次の方法により郵送で提出しなければならない。

(1) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

(2) 中封筒には、入札書を入れ、封かんの上、封筒の表面に、件名及び入札参加者の商号又は名称を記載すること。

(3) 外封筒には、入札書を同封した中封筒及び市の指定する内訳書を入れ、封筒の表面に、「新座郵便局留」及び「入札書在中」を記入し、件名、納入場所、入札参加者の商号又は名称、差出人所在地及び連絡先（担当者名、電話番号及びファクシミリ番号）を記載すること。

2 郵送先は、新座郵便局留とする。

3 入札書等の提出は、書留又は簡易書留のいずれかの郵送方法で入札書等提出期間内に郵送先（新座郵便局）に到達しなければならない。入札書等提出期間前又は入札書等提出期間後に到達した入札書等は、理由の有無にかかわらず受理しないものとする。

4 持参、ファクシミリ等による入札書は、受理しないものとする。

5 1通の封筒に、2枚以上の入札書を入れてはならない。

6 内訳書には、件名、入札参加者の商号又は名称及び氏名を記載しなければならない。

7 入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額とすること。

8 契約事務担当課は、入札書等の到着確認の問合せには、一切応じない。

(入札保証金)

第12条 契約規則第21条第3号の規定に基づき、入札保証金は、免除する。

ただし、落札者が正当な理由がなく期限までに契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を徴収できるものとする。

(入札書等の書換え等の禁止)

第13条 入札者は、提出した入札書等の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(入札の辞退)

第14条 入札参加者は、入札書の提出前は、いつでも入札を辞退することができる。

2 前項の規定により入札を辞退しようとするときは、入札公告に定めた入札書等提出期間内に、入札辞退届を郵送で提出しなければならない。

3 郵送先は、新座郵便局留とする。

4 入札辞退届の提出は、書留又は簡易書留のいずれかの郵送方法で入札書等提出期間内に郵送先(新座郵便局)に到達しなければならない。入札書等提出期間前又は入札書等提出期間後に到達した入札書等は、理由の有無にかかわらず受理しないものとする。

5 入札参加者は、入札書提出後にやむを得ない事由が生じたときは、開札前まで辞退することができる。

6 前項に定めるところにより入札参加者が入札を辞退するときは、入札辞退届を直接持参により契約事務担当課宛てに提出するものとする。

7 入札執行者は、入札書の提出後の辞退にやむを得ない事由があると認めないときは、入札辞退届を受理しない。

(入札の取りやめ等)

第15条 入札執行者は、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときその他必要があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることができる。

2 入札執行者は、入札参加者による連合、入札の妨害、不正行為等により入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、入札執行者が特別の理由により入札を取りやめる要件を定めるときは、入札公告で別に定める。

(開札)

第16条 開札は、入札公告に示す日時及び場所において、受領した入札書を開封して行う。

2 開札は、公開とし、立会人1人以上を立ち合わせて執行するものとする。

3 立会人は、入札者又はその代理人のみ認めるものとし、当該立会人が欠けたときは、本件入札の事務に関係のない職員に立ち合わせるものとする。

4 開札執行回数は、1回とし、予定価格の制限範囲内の入札がないときも、同様とする。

(入札の無効)

第17条 次の各号のいずれかに該当する入札又は入札書は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者がした入札

(2) 普通郵便による方法その他の発注者が指定した方法でない提出方法による入札

(3) 中封筒がない又は封かんされていない入札書

(4) 中封筒に第11条第1項第2号に規定する事項が記入されていない入札書

(5) 同一人が入札した2通以上の入札書

(6) 発注機関名、商号若しくは名称又は押印のいずれかがない入札書

(7) 発注機関名の記載が誤っている入札書

(8) 金額の記入がない入札書

(9) 金額を訂正した入札書

(10) 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札書

(11) 件名又は納入場所のいずれかが入札公告と一致しない入札書

(12) 件名又は納入場所のいずれかが記載されていない入札書

(13) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

(14) 市の指定する内訳書又は入札公告において示した書類を提出しない者が入札した入札書

(15) 内訳書の積算価格と入札書の入札金額が一致しない入札書（内訳書の積算価格と入札書の入札金額の差額が1万円未満の場合を除く。）

(16) 未記入など不備がある内訳書を提出した者が入札した入札書

(17) 明らかに連合によると認められる入札書

(18) 入札後に辞退を申し出て、その申出を入札執行者に受理された者が入札した入札書

(19) 前各号に掲げるもののほか、指定した事項に反した入札

(落札候補者の決定)

第18条 入札執行者は、開札後、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低の

価格をもって入札をした者を落札候補者として決定し、入札価格及び業者名を公表した上で、落札決定を保留し資格審査を行い、後日落札決定する旨を宣言するものとする。

(くじによる落札候補者の決定)

第19条 開札の結果、落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、落札候補者の決定を保留した上で、当該同価の入札をした者又はその代理人に、当該同価の入札をした者又はその代理人が開札に出席していないときには、当該入札事務に関係のない職員に、くじを引かせ、落札候補者を決定するものとする。

(入札参加資格審査及び落札者の決定等)

第20条 落札候補者は、入札参加資格審査申請書及び入札公告において指定した書類(以下「入札参加資格審査申請書等」という。)について、提出の指示のあった日を含め2日以内(閉庁日を除く。)に契約事務担当課に持参し、入札参加資格についての審査を受けなければならない。

2 入札執行者は、入札参加資格審査申請書等の提出日を含め3日以内(閉庁日を除く。)に審査を行わなければならない。

3 入札執行者は、審査の結果落札候補者が入札参加資格を満たし適格と認めるときは、当該落札候補者を落札者と決定し、落札者決定通知書により落札者に通知するとともに、電話による連絡を行い、契約締結に必要な指示を与えるものとする。

4 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。

5 入札執行者は、審査の結果落札候補者が入札参加資格を満たさず不適格と認めるときは、当該落札候補者に対して、入札参加不適格通知書を送付するものとする。

6 落札候補者が審査の結果不適格と認められた場合は、入札執行者は、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、落札候補者の次に低い入札をした者(前条の規定により落札候補者とならなかった者が1人のときは、その者)を新たに落札候補者として決定する。この場合において、落札候補者の決定及び入札参加資格審査並びに落札者の決定又は入札参加資格不適格の決定の手続については、第18条から前項までの規定を準用する。

7 入札参加不適格通知書を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して3日以内(閉庁日を除く。)に、入札参加資格を満たしていないと認められた理由

(以下「不適合理由」という。)についての説明を、書面により、入札執行者に対して求めることができる。

- 8 入札執行者は、不適合理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日から起算して3日以内に、書面により回答するものとする。

(入札結果等の公表)

第21条 開札が終了したとき、及び落札者が決定したときは、速やかに、入札結果等を閲覧に供するものとする。

- 2 前項の規定による公表までの間は、入札の経緯及び結果の問合せには、一切応じないものとする。

(契約書等の提出)

第22条 落札者は、交付された契約書に記名押印の上、契約書に定める保証を付して、発注者から指定された日までに契約事務担当課に提出しなければならない。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

(契約の確定)

第23条 契約は、発注機関の長と落札者が契約書に記名押印したときに確定する。

(議会の議決を要する契約)

第24条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和40年新座市条例第18号)第3条の規定に該当するときは、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨の文言を付記した仮契約書を取り交わすものとする。

(異議の申立て)

第25条 入札参加者は、開札後、本要領、関係法令等に基づく入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。郵便事故等により入札書等が入札書等提出期間内に到達しなかった場合についても同様とする。

(談合情報があった場合の対応)

第26条 談合情報があった場合は、原則として新座市談合情報対応マニュアル(平成15年10月9日市長決裁)により対応する。

- 2 談合情報により入札参加者からの事情聴取の必要が生じた場合は、開札日を延期し、入札書提出期限後に事情聴取を行うものとする。

3 前項の事情聴取を行うときは、内訳書の全てを提出させるものとする。

(公正な入札の確保)

第27条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の法令に抵触する行為を行ってはならない。

(入札参加停止)

第28条 入札参加資格審査申請書に虚偽の記載をした場合は、入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を行うことができる。